

令和3年度もりやまいち出店募集要項

1. 開催趣旨

室町時代から続くとされる守山市の歳末の風物詩「もりやまいち」は、1970年頃途絶えた時期もありましたが1995年に復活しました。

以来毎年開催しており、今年で復活から27回目の開催となります。

いまだ収束の見えない新型コロナウイルス対策として、昨年に引き続き、県外からの出店者の縮小・キッチンカーの積極的な参加を取り入れ、近隣住民との調和と環境に配慮したもりやまいちを実施します。

2. 開催日時および会場

開催日時： 令和3年12月19日（日） 午前10時から午後3時
※小雨決行（荒天中止）

場 所： 旧中山道守山宿一帯（守山市守山一丁目）

3. 主催

もりやまいち実行委員会

4. 出店規約

①募集内容

- 調理を伴うグルメ出店
（キッチンカー及びテントによる営業許可もしくは通常営業許可取得者）
- 生産品の展示販売（農水産物やその加工品等）
- ワークショップ等の体験型出店

②募集区画は、キッチンカーも含め**40区画程度**（東門院・うの家回廊等含む、昨年と同程度）。

1区画は基本【間口2.5m×奥行約2m】とします。なお、奥行2.5mのテントを使用する際は場所を制限する場合があります。

ブース以外の指定場所でのキッチンカーについては【軽バンサイズ：1区画料金】それ以上のサイズは**2000円の追加料金**とします。

③出店区画の割当は、主催者側で行います（守山商工会議所会員、守山市観光物産協会の会員優先を基本とします）

④出店品は、各出店者において現金・キャッシュレス決済・各種商品券で販売してください。

また、主催者に届け出したもののみの販売としてください。

⑤申込書、誓約書に記載されている事項と異なる事実が判明した場合には、出店承認後であっても、これを取消します。

- ⑥コピー商品等他人の著作権、肖像権等を侵す商品の販売行為を禁止します。
- ⑦製造物責任法（PL法）や食品衛生法の諸法律に基づき、販売商品について各出店者で責任をもっていただきます。
- ⑧今年度はアルコールの販売を禁止します。
- ⑨今年度は、食べ歩きを禁止とし、飲食はすべてテイクアウトとします。
飲食物については、蓋のあるもの・パック等にいれる等、感染防止に配慮して販売して下さい。

5. 厳守事項

- ①ゴミ箱は設置しません。調理で発生した生ゴミなどは各自で持ち帰りください。
また、終了後のブース周りの掃除を必ず行って下さい。
- ②会場内への車輛乗り入れは、指定された搬入搬出時間のみとします。
搬入終了後は必ず指定駐車場へ移動してください。
周辺道路、私有地への違法駐車は固く禁止します。
- ③電源等が必要な方は発電機等を自身で用意下さい。
尚、ガソリン使用の発電機は使用しないでください。
やむを得ず使用する場合は、ガソリンの継足しを禁止します。予備タンクの持参も禁止です。（火気使用に伴う引火の恐れがあるため。）
プロパンガス持ち込みは可能です。但し使用期限内の業務用消火器及び耐熱板等を設置してください。
またカセットコンロの持ち込みは禁止いたします。
電気器具、プロパンガスを使用の方は、別紙（出店申込書）へ必ず記入して下さい。
- ④公序良俗に反する出店や、開催趣旨に反する出店はお断りさせていただきます。
- ⑤勧誘、募金、寄付などの行為や他の出展者への迷惑となる行為を禁止いたします。
- ⑥指定された出店ブース以外の場所での出店および変更、区画外へのテントのはみ出しは認めません。悪質な場合は、直ちに出店とり止めとします。
- ⑦テント、机、イス、シート等、出店に関する備品は全てご自身で用意ください。
（テントを使用される場合は、幅×奥行き×高さを申込書に必ず記入してください）
なお、会場には給水および電源施設はございません。
- ⑧各出店者で、総合賠償責任保険等へ必ず加入してください。
また、加入保険証書の写しを申込時に提出してください。

6. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ①滋賀県のイベント開催指針に沿って、新型コロナウイルス感染症対策をおこなったうえで、実施いたします。
もりやまいちとして、滋賀県の感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の登録を行い、QRコードを提示します。
- ②会場入口を数か所決め、検温機ならびにアルコール消毒液を設置します。
- ③出店者の方は出発前に検温し、37.5℃以上ある場合は出店を見合わせ下さい。
(体調不良による出店キャンセル料等は頂きません)
現地の検温機でも検温して下さい。
- ④必ずマスクを着用下さい。
- ⑤定期的に手指や備品等の消毒を行ってください。
- ⑥対面販売となりますので、アクリル板やビニールシートを設置するなど、可能な限りの対策を講じて下さい。
- ⑦テント間については、十分に距離を確保できるよう配置します。
- ⑦今年度は、食べ歩きを禁止とし、飲食はすべてテイクアウトとします。
飲食物については、蓋のあるもの・パック等にいれる等、感染防止に配慮して販売して下さい。

7. 出店負担金

1 区画につき

守山商工会議所・守山市観光物産協会会員	<u>3,000円</u> (保険料等含む)
守山市内の会員外	<u>5,000円</u> (保険料等含む)

※応募は、1事業所2区画まで申し込み可能です。応募多数の場合は、実行委員会で調整させていただきます。

※令和3年度については、昨年度に引き続き、会員ならびに市内の事業所のみの出店に限定させて頂いております。

会員については、11月15日までに令和3年度の会費を納めていることを条件とします。

8. 募集期間

- 受付期間：11月15日(月)から11月25日(木)
- 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

※お手数ですが直接事務局までご持参ください。

郵送・FAXでの受付はしていません。

9. 提出書類

- ①令和3年度もりやまいち出店申込書
- ②誓約書
- ③代表者の身分証明書の写し（運転免許証のコピー等）
- ④総合賠償責任保険等の保険証書の写し
- ⑤通行禁止道路通行許可申請書（1区画1台厳守）
- ⑥申請車輛の車検証（写し） *2台の場合は2台分
- ⑦車輛運転手の免許証（写し） *2台の場合は2台分 ※③と同じ場合は不要
- ⑧出店負担金
（会員：1区画あたり3,000円）（市内会員外：1区画あたり5,000円）
- ⑨食品関係の場合は営業許可証（写し）

※⑥、⑦について募集期間中に、期限が切れる場合は事前に事務局にご連絡下さい。
上記2点については、連絡した方のみ12月10日（金）までを期限とします。

10. 申込方法および申込先

「令和3年度もりやまいち出店申込書」は、事務局（商工会議所窓口）または、商工会議所・守山市観光物産協会ホームページからもダウンロードできます。

なお、本年度についても出店者説明会は実施いたしません。

後日、当事業の遵守事項・当日の準備から撤収に係る諸注意事項・配置図等の書類をお送りします。

《申込先》〒524-0021 守山市吉身3丁目11-43（守山商工会議所内）
もりやまいち実行委員会事務局 電話 077-582-1266